

主 文

本件再審査請求を却下する。

理 由

- 1 再審査請求人（以下「請求人」という。）は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による休業補償給付の支給に関する処分（以下「本件処分」という。）を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたところ、審査官は、当該審査請求は審査請求期間を経過した後にされた不適法なものであるとして、平成〇年〇月〇日付けをもってこれを却下したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。
- 2 労災保険法第38条第1項においては、保険給付に関する決定（以下「原処分」という。）に不服のある者は、労働者災害補償保険審査官に対して審査請求をし、その決定に不服のある者は、当審査会に対して再審査請求をすることができるとされている。当該規定の趣旨は、当審査会の原処分の当否に関する裁決は、原則として、審査請求に対する労働者災害補償保険審査官の本案に関する決定を経て行われた再審査請求に対してのみ行われるべきであるという点にあると解されるので、労働者災害補償保険審査官により審査請求が適法要件を欠くとして却下されたものについては、当該判断が妥当である限り、当該審査請求を基礎とする再審査請求もまた適法要件を欠くものとして却下されるべきであると解するのが相当である。
本件の場合、審査官は、請求人の行った審査請求は不適法なものであるとしてこれを却下しているので、この点について以下検討する。
- 3 審査請求は、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号。以下「労審法」という。）第8条第1項の規定により、審査請求人が原処分があつたことを知った日の翌日から起算して60日以内（以下「請求期間」という。）にしなければならないこととされている。本件についてこの点をみると、次のとおりである。

(1) まず、請求人が本件処分のあったことを知った日についてみると、労働保険審査請求書（以下「請求書」という。）において原処分があつたことを知つた年月日を、平成〇年〇月〇日と記載している。

(2) 監督署長は平成〇年〇月〇日、請求人に対し、休業補償給付支給決定通知を発送しているが、請求人に到達した日は不明である。

上記の「原処分のあつたことを知つた日」とは、郵送による通知が請求人に到達した日であり、社会通念上、発送した翌日ないし翌々日までには請求人に到達しているものと解されるところ、請求人は、原処分のあつたことを知つた年月日を同月〇日としており、同日には郵送による通知が請求人に到達していたものと判断される。したがって、本件処分に係る審査請求の請求期間は、その翌日から起算して 60 日目に当たる同年〇月〇日までとなる。

(3) しかるに、審査官が請求書を受理したのは、平成〇年〇月〇日であり、本件審査請求は、法定の請求期間を経過した後になされたものである。

4 ところで、労審法第 8 条第 1 項ただし書では、審査請求が請求期間を経過した後にされた場合においても、審査請求人が正当な理由により請求期間内に審査請求をすることができなかつたことを疎明したときは、この限りでないと定められている。そして、当該ただし書にいう「正当な理由」とは、天災その他客観的にみて一般にそのような理由があれば誰もが請求できなかつたであろうことをうかがい知るに足りるものでなければならぬと解するのが相当である。

そこで、本件についてこれをみると、請求人は、平成〇年〇月〇日付けの陳述書において、要旨、平成〇年〇月〇日に、監督署長が同年〇月〇日付け及び同年〇月〇日付けで行った休業補償給付の支給に関する処分に係る審査請求を行つており、平成〇年〇月〇日付けの休業補償給付支給決定通知を、その審査請求に続く休業補償給付の回答であると受け止め放置していたと述べている。

しかしながら、請求人が主張する理由は、個人的な事情を述べているにすぎず、誰もが請求できなかつたであろうことをうかがい知るに足りる事情であるとは言い難く、上記の「正当な理由」について疎明し得るものとは認められない。

したがって、本件審査請求は、労審法第 8 条第 1 項ただし書の規定による正当な理由により期間内に審査請求することができなかつたことを疎明したものとは認められないことから不適法なものであり、これを却下した審査官の決定は妥当なものである。

5 以上とのおりであるから、本件再審査請求も、適法要件を欠く審査請求を基礎とする不適法なものであるため、労審法第50条において準用する同法第10条の規定により却下する。

よって主文のとおり裁決する。